

景観まちづくりに関する類似制度の比較表

		景観計画	景観協定	景観育成住民協定	建築協定	地区計画	景観地区（準景観地区）
1.根拠法令・条例	法律	景観法	景観法	景観法	建築基準法	都市計画法	都市計画法
	条例(予定含む)	村の景観条例	-	村の景観条例	白馬村建築協定条例	村の地区計画・意匠条例	村の景観地区条例
2.制度の目的		地域の良好な景観形成	住民発意による地域の良好な景観形成	地域の景観に関する取り組みを推奨するもの	住民発意による住宅環境、商店街の利便の維持増進等	良好な環境の街区の整備・開発・保全	市街地における良好な景観形成
3.定められる区域		自治体単位（県推奨）	景観計画区域の区域内	景観計画区域の区域内	都市計画区域(村条例)の区域内	都市計画区域の区域内	都市計画区域の区域内 (景観計画区域の区域内)
4.規模の要件		0.5ha (住民等提案制度の場合)	-	1haまたは沿道100m (県要綱)	1ha以上の宅地分譲地 (村開発指導要綱)	0.5ha(施行令) (村の条例により0.1ha~0.5ha)	同左
5.手続き	策定主体	景観行政団体(村) (住民等提案制度あり)	区域の土地所有者等 全員の同意	区域の土地所有者等 3分の2の同意(県要綱)	区域の土地所有者等 全員の同意	白馬村 (住民等提案制度の場合同左)	白馬村 (住民等提案制度の場合同左)
	決定・認可権者	景観行政団体(村)	景観行政団体(村)	景観行政団体(村)	特定行政庁(県)	白馬村	白馬村
5.有効期間		なし	5年以上30年以下(法)	協定書に定める期限	協定書に定める期限	なし	なし
6.区域内で行為を行う場合の運用体制		景観行政団体の長へ届出	協定内での自主運営組織	協定書に定める組織	協定内での自主運営組織	白馬村長へ届出	白馬村長へ認定申請
7.強制力		設計変更等の勧告、変更命令 (条例に定めた行為に限る)	協定の中の条項へ 措置について規定	なし	協定の中の条項へ 措置について規定	形態意匠の制限は認定で、その他 は建築確認で担保	同左
8.定めることができる項目							
建築物	用途	用途の制限	○	○	○	○	○
	敷地	面積の最低限度	○	○	○	○	○
		位置	○	○	○	○	○
	位置	壁面の位置	○	○	○	○	○
		壁面後退区域の工作物			○		○
		容積率、建ぺい率		○	○	○	○
	形態	高さ（最高限度）	○	○	○	○	○
		高さ（最低限度）	○	○	○	○	○
意匠		○	○	○	○	○	
設備	屋上、アンテナなど	○	○	○	○	○	
工作物	用途		○	○		○	
	位置		○	○			
	規模		○	○			
	構造		○	○			
	形態	○	○	○		○	○
	意匠	○	○	○		○	○
緑地	樹木	○	○	○			
	構造	かき・さくの構造	○	○		○	
	緑化率		○	○		○	
屋外広告物	表示、設置基準	○	○	○			
樹林地、草地			○	○		○	
農用地			○	○			
道路、河川、公園等の公共施設	整備事項等	○				○	